

令和3年度「朝の読書推進図書セット」貸出・返却要領

1 日時・場所

- (1) 必ず「貸出日程表」の日時に御来館ください。 図書の返却事務や次の学校への貸出手続き等の時間を考慮して日時を設定していますので、御協力をお願いいたします。どうしても都合がつかない場合には、早めに御相談ください。
- (2) 貸出・交換・返却時は、当館北側駐車場奥を左手に入った西入口前に車庫がありますので、車庫前（シャッター前）に駐車をし、インターホンで職員をお呼びください。

2 貸出図書

- (1) 貸出図書は、段ボール箱6箱に40冊ずつ、計240冊入っています。
(特別支援学校の場合は、相談により決定した冊数が入っています。)
- (2) 各箱に「団体貸出一覧表」が入っていますので、帰校後に冊数・書名等を御確認ください。不備等があった場合には、速やかに地域協力係まで御連絡ください。

3 図書借受書

2月の貸出時及び9月の交換時に、「図書借受書」（様式2）を御用意ください。

4 返却時の留意事項

- (1) 自校の本と区別するために、背表紙にシール等を貼って活用した場合には、返却時にシールをはがし、シール跡の汚れ等も落として、貸出時の状態に戻してください。
- (2) 図書を箱に入れる際には、「団体貸出一覧表」を利用して本を確認してください。1箱40冊ずつ、できるだけ背表紙を上にして本の題名が見えやすいようにしてください。確認が終わったら、「団体貸出一覧表」を箱に入れて返却してください。
- (3) 破損した図書がありましたら、付箋を貼る、袋に入れる等、他の図書と区別がつく工夫をして箱に入れ、その旨をメモ等にお書き添えください。破損図書の補修は、返却後に当館が行います。セロテープ等で補修しないでください。
- (4) 紛失等により返せない図書がある場合には、「未返却図書一覧」（様式3）を作成し、提出してください。見つかった場合、年度内に当館地域協力係まで持参または郵送等で届けてください。

5 貸出図書の亡失・汚破損等について

貸出図書が亡失、または汚破損等により、以後の使用に耐えない状態となった場合は、別に定める「学校貸出用図書館資料賠償要項」を適用します。同要項の規定により、亡失・汚破損等の原因が児童・生徒による場合は、賠償を免除することができます。その場合、「学校貸出用図書館資料賠償免除申請書」（別記様式）が必要となります。

6 その他

関係文書の様式は、県立図書館HPの【トップページの利用者別ナビー学校関係者の方へー学校への貸出ー朝の読書推進図書セット】(https://www.library.pref.gunma.jp/?page_id=606)からダウンロードできます。

不明な点等がありましたら、御相談ください。

【連絡先】 群馬県立図書館 地域協力係 〒371-0017 前橋市日吉町1-9-1

TEL 027-231-3336 FAX 027-235-4196